

## 現状 1

## ○法令等

学校給食法(昭和29年法律第160号)

(経費の負担)

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

## 現状 2

## ○給食費(1食あたり) R6.4月現在

	小学校等			中学校等
	低学年	中学年	高学年	
守口市	240円	250円	260円	330円

※「小学校等」には、義務教育学校(前期課程)を、「中学校等」には、義務教育学校(後期課程)を含む。

※令和5年2学期から、小学校については保護者負担を無償化。

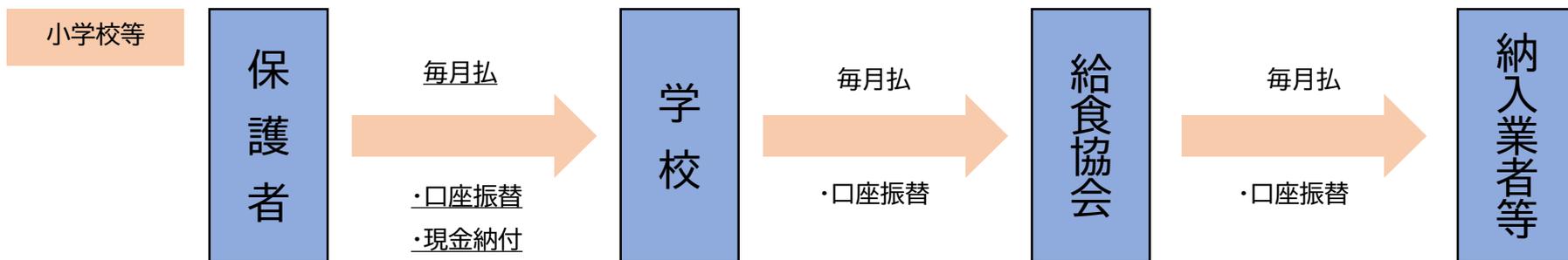
	小学校			中学校
	低学年	中学年	高学年	
枚方市※1	257円			366円
寝屋川市※1	245※2	251円※2	257円※2	313円※2
大東市※1	255円	265円	275円	330円
門真市	275円	280円	280円	340円
四條畷市	255円※2			278円※2
交野市※1	235円		246円	271円

※1 学校給食費のうち、一部を食材等高騰分として、公費負担。

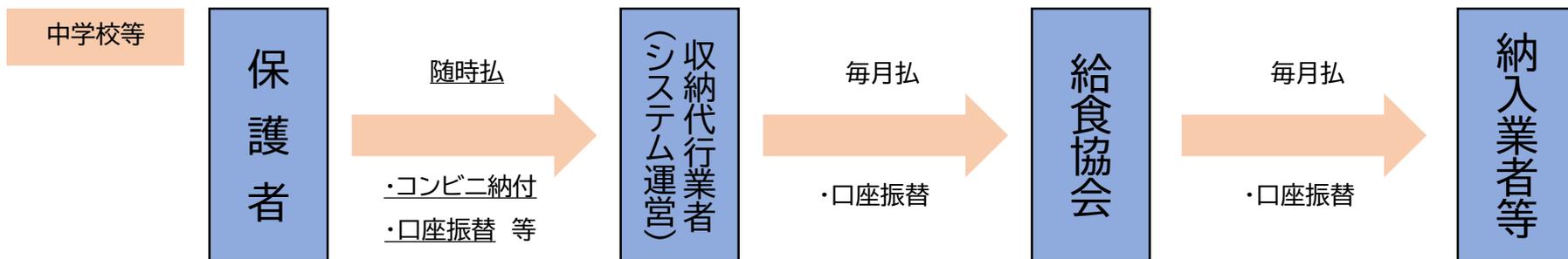
※2 月額設定を1食あたりに換算。

## 現状 3

## ○現在の学校給食費の流れ



※令和5年2学期から無償化。



※別途、システムでの予約が必要。(ポイント残高があれば、自動的に、毎月予約として設定することは可能。)

アンケート結果:現在利用していない保護者のうち、約30%が「事前予約が面倒だから」と回答

## 現状 4

## ○公会計化

## 公会計化とは

学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」を採用すること

## 見込まれる効果

○保護者の利便性の向上

→納付方法が多様化

(口座振替可能な金融機関の増、納付書による指定金融機関での納付)

○徴収・管理業務の効率化

→市役所会計事務との一括したシステム管理

○透明性の向上

→経理面の管理、監督体制等の充実

○教員の業務負担の軽減

→督促業務の軽減による学校教育の質の向上

など

全国(1,794団体)の自治体のうち、47.8%が公会計制度を導入(令和4年5月1日現在)

※文部科学省令和5年8月31日付け「学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査の結果」(報道発表)参照

## 取組方針

## ○適正な料金水準の維持

→昨今の急激な物価高騰に伴う対応は避けられないものの、できるだけ安価で、適正な料金水準を維持

## ○保護者の利便性の向上

→分かりやすく、支払いやすい納付方法を検討

## ○徴収・管理業務の効率化

→給食会計の「公会計化」を視野に入れつつ、効率的な徴収・管理手法を検討

## ○未納の防止と債権管理の徹底

→督促・催告書の送付、弁護士との連携など